

# きれいな河川を守るために 合併処理浄化槽を設置しましょう

町では合併処理浄化槽を新たに設置する方を対象に次の事業を実施しています。

## ①市町村設置型浄化槽

### ○対象浄化槽

- ・居住用住宅に接続する浄化槽(事業用住宅を除く)。

※店舗などの併用住宅は、居住部分が全体の2分の1以上あること。

### ○工事実施

浄化槽本体、浄化槽から20mまでの放流管工事は町で行いますが、20mを超えた場合、その分の施工経費は個人負担となります。

### ○必要経費

- ・分担金  
工事施工前に人槽に応じた分担金を納付していただきます。
- ・浄化槽使用料  
浄化槽使用開始後は、人槽に応じた使用料を現金または口座振替で納付していただきます。

#### <分担金および浄化槽使用料(市町村設置型浄化槽)>

人槽	分担金額	使用料(月額)
5人槽	250,000円	3,630円
7人槽		4,950円
10人槽		5,280円
11人槽以上	別途お問い合わせください。	

### ○奨励補助金

当該事業で整備した浄化槽申請者は、小野町浄化槽整備推進事業奨励補助金交付要綱に基づく補助を受けることができます(補助金額は5万円です)。

### ○工事施工事業者

申請者は浄化槽設置指定工事店を選定し(町浄化槽設置指定工事店に限る)、浄化槽設置に関する諸手続きを工事店に委任することができます。

#### <町浄化槽設置指定工事店(町指定順)>

事業者名	住所	電話番号
(株)大和田工務店	小野新町字中通130-3	72-3243
(株)リフレクシダ	小野新町字中通1	72-3141
(有)遠藤商店	小野新町字宿ノ後16-4	72-2316
(有)協栄産業	谷津作字名馬56-1	72-2512
(株)ムナカタ総業	夏井字午天王1-2	72-2326
(株)さいとう	夏井字浮内33-1	72-2840

### ○維持管理

浄化槽の管理は町が行います。

(例)10人槽以下の場合

- ・保守点検(年4回)
- ・清掃(年1回)
- ・法定検査(年1回)



## ②個人設置型浄化槽

### ○対象浄化槽

- ・店舗や事業所の建物に接続する浄化槽(事業用住宅を含む)。

### ○工事実施

浄化槽設置工事施工に関しては、すべて申請者に行っていただきます。

### ○設置補助金

浄化槽設置費用として、人槽に応じた補助金を交付します。設置工事開始前に町に申請を行い、交付決定を受ける必要があります。申請を希望される場合は、お早めにお問い合わせください。

#### <設置補助金(個人設置型浄化槽)>

人槽	補助金額
5人槽	332,000円
7人槽	414,000円
10人槽	548,000円
11人槽以上	別途お問い合わせください。

### ○維持管理

浄化槽の管理(保守点検や清掃など)はすべて申請者に行っていただきます。維持管理に係る経費も申請者負担となります。

問 地域整備課 ☎72-6936



この印刷物は、FSC®の基準に従って認証された適切に管理された森からの木材を含んだ用紙で印刷されています。